

## 給料等の差押金額計算書

滞納者の給料等のうち、国税徴収法第76条第1項の規定により差押えが禁止される部分がありますので、次の方法によって原村へ入金する金額を求めてください。入金額は「実際の金額・人数」の緑色に塗られた部分を入力することで自動計算されます。原村への入金額の欄に表示された金額（黄色に塗られた部分の金額）を入金してください。※1

滞納者氏名：〇〇 〇〇 給料等支給年月：〇年〇月		
項目	実際の金額・人数	計算額
給料等支給額（総支給額）	359,665	359,000
国税徴収法 第76条第1項 の規定によ る差押禁止 額	1号 源泉所得税額	7,740
	2号 住民税額（特別徴収税額）	17,500
	3号 社会保険料及び雇用保険料 ※2	53,503
	4号 国税徴収法施行令第34条の 金額（生計維持費用）※3	190,000
	5号 【（総支給額） - （1号+2号+3号+4号）】 × 20/100 ただし、4号×2の金額を限度とする。	18,000
	禁止額の計 1号+2号+3号+4号+5号	288,000
差押可能額（総支給額 - 差押禁止額）※4		71,000
振込手数料 ※5	0	

原村への入金額	71,000円
---------	---------

### 【注意事項】

- ※1 該当者の承諾や生活状況等を考慮して、取立てについて当村が差押する場合があります。
- ※2 健康保険・厚生年金保険料は別途債権とされません。
- ※3 人数と金額は別途債権とされません。
- ※4 取立ての履行状況確認のため、納付書による支払（振込手数料0）を希望される場合は、必ず提出ください。
- ※5 指定口座に送金する場合は、振込手数料は掛かります。
- ※6 この計算書は2通作成し、1通は差押金額の支払の際に提出ください。

### 計算例

- ・総支給額 359,665円
- ・所得税 7,740円
- ・住民税 17,500円
- ・3人世帯
- ・納付書による支払（振込手数料0）

原村住民税務課税務係  
電話番号：0266-79-7923（直通）